

個別施設計画

土木総務課No. 4

策定年月日 R01年12月27日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	湯原除雪機械格納庫	所管所属名称	大河原土木事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	鉄骨造	用途	防災機材倉庫	建築日	1977年2月8日
経過年数	42	耐用年数	34	目標使用年数	45
運営方式	直営(委託)	管理者名称	大河原土木事務所	全延床面積(㎡)	384.56㎡
所在地	刈田郡七ヶ宿町字小駕籠沢14-1				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項, 第156条第1項 行政機関設置条例第15条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条6項				
必要性の判断理由	七ヶ宿町西部地区に位置し、大河原土木事務所管内の除雪作業を行うための除雪機械、車両等を格納する施設であり、地域住民が安心して道路を通行するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	職務遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要であることから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和元年度現在で、築42年で、耐用年数34年(目標使用年数45年)が経過し、全体的に老朽化している。 施設の状況については、別添「県有建築物保全点検結果票」のとおりであり、建物全体の老朽化が認められ、特に屋根及び外壁については「C」判定を受けている。 本施設は、冬季間に除雪業務受託業者が泊まり込みで待機している施設でもあり、屋根・外壁のみならずトイレ・風呂等水回りについても補修が必要な状態である。 今後は、計画的な保全点検に努めながら、適正な維持管理をしていく。				

施設名称: 湯ノ原除雪機格納庫

建物棟名称:湯ノ原除雪機格納庫

所在地: 七ヶ宿町字駕籠沢14-1

①用途: 除雪機格納庫

②延べ面積: 384.56 m²

③階数: 地上1階

④竣工年度 昭和 51 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
		A
(対策等)		
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 金属系パネルの変形・劣化・損傷しています。外壁周りのシーリングが劣化しています。	判定
		C
(対策等) 計画的な改修が望まれます。		
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 屋根全面錆びています。積雪時に水漏れがあります。これ以上劣化が進んだ場合は、屋根葺き替えが必要になります。	判定
		C
(対策等) 屋根面の全面塗装等が望まれます。		
4 - 建築物の内部	(指摘項目)	判定
		A
(対策等)		
5 - 避難施設等	(指摘項目)	判定
		A
(対策等)		
6 - その他	(指摘項目)	判定
		A
(対策等)		
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

A 「指摘なし」:支障なし B 「要注意」:経過観察が必要

C 「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要

D 「要是正」:・危険防止の観点から早急な対策が必要

・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和元年8月23日